

介護老人保健施設設置運営法人募集に係る質問に対する回答について

「民有地における介護老人保健施設（令和6年2月開設予定）設置・運営法人募集要項」に基づき、受け付けた質問について、次のとおり回答します。

質問1	既存の介護老人保健施設に隣接して新築を行い、増床することは可能でしょうか。
回答	既存介護老人保健施設の敷地内で新たな介護老人保健施設を整備することは可能です。 ただし、既存建築物がある敷地内での増築となることから、敷地内の既存建築物及び新築建築物の設置と運営面について、建築基準法やその他の関係法令の適合性について確認をお願いします。

質問2	「居室は個室を3割以上」とありますが、個室はユニット型でも、従来型でもよろしいでしょうか。 また、利用者様のご負担を少しでも軽減するため、全て従来型老健でもよろしいでしょうか。
回答	個室のユニット型、従来型については、どちらでも問題ありません。 また、全て従来型個室とすることも可能です。